

## 2024 年度「行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリング」の結果

| ヒアリング対象項目                                      | 概要   | 有識者の主な意見   |
|--|--|--|
| <p>① 多文化防災の推進に向けた連携体制の強化<br/>【県民文化局】</p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県では、「多文化防災」の推進に向けた取組の一環として、大規模災害発生時に外国人被災者を支援するため、「愛知県災害多言語支援センター」を設置し、災害情報の多言語による発信や、被災市町村の外国人相談対応等における通訳・翻訳の支援、関係機関との連絡調整等を実施することとしている。</li> <li>○ 大規模災害時にセンターを効果的に運用するためには、避難所等における外国人の被災情報の把握が必要となることから、円滑な情報収集の方策について検討する必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対応は<b>平時と発災時に分けて考える必要</b>があり、発災時は、災害対策本部が中心となるため、<b>災害多言語支援センターを災害対策本部の中に位置付けることは当を得たもの</b>である。</li> <li>○ センターは震度5強以上の地震発災時等に設置することとされているが、そこに至らない<b>局地的な災害が起きた時の被災地への支援等についても整理する必要がある</b>。</li> <li>○ 平時から、外国人の方へ「<b>発災時にはwebのここを見てください</b>」と周知しておくことが<b>重要</b>である。合わせて、市町村へ<b>外国人のニーズを把握するための指示</b>を出し、<b>取りまとめた情報を防災安全局と共有</b>して、発災時のセンターの運用に生かしていただきたい。</li> <li>○ <b>訓練を通して課題を明らかにすることが重要</b>であり、防災安全局の知見を活用しつつ取り組んでいただきたい。</li> </ul> |
| <p>② 三河タクシーメーター検査場の効果的な維持管理の検討<br/>【経済産業局】</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ タクシーメーターは、計量法に基づき年に1回、都道府県知事の行う装置検査を受けることが義務付けられている。</li> <li>○ 三河地域のタクシー事業者は、豊川市にある三河タクシーメーター検査場（三河検査場）において検査を実施しているが、同検査場は築52年が経過しており、経年劣化が著しい。</li> <li>○ 今後も三河地域のタクシー事業者の利便性を考慮しつつ、効率的、効果的な検査体制を維持していくための方策を検討する必要がある。</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の体制を維持するという<b>県の案に対して反対するものではなく</b>、タクシー事業者のニーズや施設の老朽化の状況を踏まえると、<b>来年度改修工事を行うことは理解できる</b>。</li> <li>○ 予算化していく上では、県民に<b>必要性を説明できるようにする努力が必要</b>であり、将来の需要予測やソフトメータの動向、一部委託など<b>総合的な観点で整理しておく必要</b>がある。</li> <li>○ 様々な選択肢を検討するうえで、<b>関係主体別（県及びタクシー事業者）の費用負担の比較も必要</b>である。</li> <li>○ こうした課題を整理した上で、必要な機能更新を実施し、<b>三河検査場の当面の存続</b>に向けて努力していただきたい。</li> </ul>  |

| ヒアリング対象項目                                | 概要   | 有識者の主な意見  |
|--|--|---|
| <p>③ <b>税外債権管理の効率化・適正化</b><br/>【総務局】</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛知県では、全庁的に効率的かつ効果的な債権管理を行うため、「税外債権管理に係る基本方針」を2021年度に策定しているが、具体的な債権管理の手法は、各局等で異なっている。</li> <li>○ このことについて、債権管理の手法を整理し、各局等における債権管理について、より一層の効率化・適正化を図るための方策を検討する必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たに基準を設け、それに基づくマニュアルを作成していくという<b>県の方針</b>について<b>反対するものではない</b>。</li> <li>○ 法に則り債権管理に手を尽くすことが原則であり、<b>手を尽くしたことをどのように合理的に説明できるか検討していく必要がある</b>。</li> <li>○ <b>全庁統一の基準を作成することが最適な手法であることの論理を整理する必要がある</b>。</li> <li>○ 根本には県の業務をいかに効率化していくかという観点があるため、基準を作るだけでなく、各局への<b>指導や相談対応、支援などについても配慮した方が効果はあがる</b>と思われる。</li> <li>○ 今回の取組が軌道に乗った後で、将来的には<b>共通業務を所管する部署の設置や条例の制定</b>も考えられる。</li> </ul> |